

根室市選挙管理委員会告示第 26 号

令和4年9月11日執行予定の第18回根室市長選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条及び根室市選挙事務取扱規程第79条の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和4年8月5日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲

